

## 社会福祉法人 博悠会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 4月 1日～令和 6年 3月31日までの3年間

2. 内容

目標 1：令和 6年 3月までに、所定外労働時間を、1人当たり月間8時間未満とする。

<対策>

- 令和3年 4月～ 所定外労働の原因分析等を行う
- 令和3年 4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 令和3年 6月～ 社内情報共有システム等による社員への周知
- 令和4年 4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標 2：育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務体制の見直しを行う。

<対策>

- 令和3年 4月～ 実施のための問題点等の検討、体制見直し
- 令和3年10月～ 社員への周知

目標 3：育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるよう人事評価制度を見直す。

<対策>

- 令和3年 5月～ 人事評価制度の見直し検討
- 平成4年 4月～ 新人事制度の施行、周知

目標 4：週休3日制の導入

<対策>

- 令和3年 4月～ 導入のための体制検討、整備
- 令和3年 6月～ 試行運用開始
- 令和3年 10月～ 本運用開始及び社員への周知